

## 経産省が安値輸入に対抗する関税措置を検討へ

### ◆経済産業省が「相殺関税措置の活用に向けた提言」を取りまとめ

2021年8月30日、経済産業省は「[相殺関税措置の活用に向けた提言](#)」（以下、「提言書」と題するリリース文を発表した。相殺関税措置（Countervailing Duty、以下「CVD」）とは、他国政府の補助金を受けた輸入品によって自国産業が損害を被っている場合、当該輸入品に対して「補助金相当額を相殺する関税」を課す措置のことで、WTO（世界貿易機関）が認める[貿易救済措置](#)の1つである。WTOが規律する国際通商ルールは、加盟国が自由（貿易障壁の撤廃）かつ無差別（国家不介入）な貿易を通じて国際貿易の拡大と経済発展に寄与することを目的としているが、他国政府の不公正な貿易措置に対しては、自国産業保護のために国家が介入し、対抗手段をとることを認めている。例えば補助金を原資とした安値輸出は、この「不公正な貿易措置」に該当する。

この時期に、経済産業省がCVDの活用に関する提言を行なった背景としては、各国において新型コロナ被害からの経済復興や気候変動対策、経済安全保障などを目的とした、補助金付きの大規模産業政策が計画されている点あげられる。かつては中国などの一部途上国の補助金を監視すれば良かったが、今後は世界規模で産業構造の変化が予想され、大規模補助金による輸出支援も想定されることから、CVDを初めとする貿易救済措置の、産業界への活用策の浸透が喫緊の課題となっている。

### ◆なぜ、日本はCVDを発動しないのか

1995年から2020年までに世界で発動された[CVDの件数は344件](#)で、最も発動件数が多い国・地域は米国で173件、次いでEUの45件となっている。反対に発動された国・地域は、中国が最多で129件、次いでインドの56件であった。

一方、日本のCVD発動件数は06年の韓国産DRAMに対する1件のみで、被発動件数は0件である。つまり、外国からの補助金付きの安値輸入は少なく、日本からの補助金付きの安値輸出はない、という状況だ。これに対して提言書は、CVDの発動件数が少ない理由として、次の3点の分析結果を提示している。

1つ目は、CVD申請の困難性である。申請者は調査開始段階で補助金の存在を証明する必要があるが、政府補助金は情報公開が不十分であり、実態把握が難しい。結果としてCVDを発動しても補助金マージンが小さく、申請コストに比べて課税効果が少なくなる可能性も高い。まずは欧米などとの情報連携の他、加盟国によるWTOへの補助金通報義務の遵守などが喫緊の対策として指摘された。

2つ目は、対象国からの報復懸念である。特に輸出額が輸入額より多い出超構造の業界では懸念が大きい。僅少な安値輸入にCVDを発動したが故に、輸出先国から報復措置にあう可能性は否定できない。報復措置もCVDのみならず、アンチダンピング課税（AD）など様々な可能性があり、さらなる分析が必要とされた。

3つ目は、産業界におけるCVDの認知不足である。日常的に貿易救済措置に触れている鉄鋼や化学以外の業界では、CVDやADが日常業務に登場しない。また、CVDなどを有効な戦略ツールとして活用できる部署や、通商法を理解する人材が不足している点も指摘され、アウトリーチや人材教育の重要性が指摘された。

### ◆かつての「公正貿易センター」を手本にすべき

CVDを初めとする貿易救済措置は、不公正な貿易によって国内産業が損害を受けることを回避し、国内産業の収益を確保する重要な戦略ツールになり得る。ただし提言書で言及されているように、企業がCVDを戦略ツールとして活用するためには様々なハードルがある。ここで参考になるのは、84年から08年まで日本貿易会の附属機関として存在した「公正貿易センター」であろう。

当センターは、貿易救済措置に対する実需があった繊維業界などが中心となり、広く産業界に貿易救済措置の発動や被発動対策を助言する民間機関として、84年11月に設立された。まさに前述の、申請の困難性や報復懸念、産業界の認知不足などの課題対応がミッションであった。運営メンバーは参加企業から派遣され、「自分事」として貿易救済措置に向き合う素地が出来ていたといえよう。

時代が変わり、現在は経済産業省が先頭に立って、主要国の産業政策などから通商環境変化を先読みし、貿易救済措置の活用策を整えようとしている。産業界としてはこのタイミングを利用し、産官学協力のもとで現代版の公正貿易センターを設立し、産業界に対する「貿易救済措置を含む不公正貿易措置対策」の指南役とすることも、一考の価値があると思われる。

【田中雄作】